

第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画

（第5期）

令和4年4月

広島県

目 次

1	特定計画策定の目的及び背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
3	特定計画の期間	1
4	管理が行われるべき区域	2
5	現状	2
(1)	生息等の状況	2
①	分布状況	2
②	密度分布	3
③	生息密度・推定個体数	4
(2)	被害状況	6
①	農業被害	6
②	林業被害	10
③	自然植生への影響	11
④	列車の衝撃事故状況	12
(3)	捕獲等の状況	13
①	狩猟者登録数の推移	14
②	狩猟による捕獲	15
③	有害鳥獣捕獲による捕獲	16
④	捕獲個体の性比	16
(4)	被害防除対策の実施状況	17
①	市町における農業被害防除対策	17
②	林業被害防除対策	18
6	特定計画の評価と改善	19
(1)	効果的な被害対策	19
(2)	モニタリングによる効果検証（評価）	19
(3)	現状把握と改善	19
7	管理の目標	20
(1)	管理の目標	20
(2)	目標を達成するための施策の基本的考え方	20
8	個体群管理（数の調整）に関する事項	22
(1)	個体群管理の考え方	22
(2)	個体群管理の目標	22
(3)	個体群管理の手法	23

(4)	目標達成のための措置.....	23
①	捕獲対策の推進	23
②	年度別事業実施計画に基づく管理施策の展開.....	23
③	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項.....	23
④	管理の担い手である狩猟者の確保と技術向上.....	24
9	生息地の保護及び整備に関する事項.....	25
(1)	生息環境の保護.....	25
(2)	生息環境の整備.....	25
10	被害防除対策に関する事項	25
(1)	被害対策に係る方針.....	25
①	集落及び農地周辺の被害管理の方針.....	25
②	林業被害防除の方針	25
③	森林植生への影響抑止.....	26
(2)	市町による被害防止計画の作成と被害防止施策の推進.....	26
11	モニタリング等の調査研究	26
(1)	生息状況に関するモニタリング.....	26
(2)	捕獲情報の収集と分析.....	27
(3)	被害状況に関する情報.....	27
12	その他管理のために必要な事項.....	27
(1)	計画の推進体制.....	27
①	合意形成	257
②	計画の策定又は見直し.....	257
③	イノシシ・ニホンジカ管理科学部会の設置.....	267

1 特定計画策定の目的及び背景

国内におけるニホンジカ（以下「シカ」という。）の状況は、昭和 50（1975）年代以降に全国各地で個体数の増大と分布の拡大が指摘されはじめ、近年の急激な個体数の増加は農林業被害を深刻化させているばかりでなく、過度な採食圧による自然植生への影響とそれに伴う土壌浸食など、生物多様性保全の上でも看過できない状況に至っている。

本県においては、シカの増加と農林業被害の増加に対応するため、昭和 50（1975）年度からシカの有害鳥獣捕獲を開始し、被害対策に取り組んできた。しかし、その後も被害が増加し続けたことから、シカによる農林業被害の軽減と個体群の安定的維持を図るため、科学的知見を踏まえ、個体数管理、被害防除対策等の手段を総合的に講じることを目的に、平成 15（2003）年 9 月に特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）（H15.10～H19.4）を策定した。同計画では専門家や地域の幅広い関係者との合意を図りつつ、明確な保護管理の目標を設定した。同計画に基づき、主要生息地域におけるメスジカ狩猟を解禁する等、捕獲圧を高めることとした。

平成 19（2007）年 3 月には第 2 期特定計画（H19.4～H24.3）を策定し、平成 20（2008）年 3 月には同計画を変更して狩猟期間を延長（終了時期を 2 月 16 日から 2 月末日とし 2 週間の延長）するとともに、管理地区内での狩猟の捕獲数制限を緩和した（1 人 1 日オス 1 頭以内及びメス 2 頭以内）。また、平成 20（2008）年 11 月には、猟法（くくりわな）使用禁止区域を除く地区において、シカの捕獲等をするためのくくりわなの輪の直径にかかる規制を解除した。

これらの施策により捕獲数は増加したものの、農業被害は依然として高い水準に留まり、生息域にも拡大の傾向が見られたことから、平成 24（2012）年 3 月に第 3 期特定計画（H24.4～H29.3）を策定した。平成 23（2011）年度及び平成 24（2012）年度に実施した生息状況調査の結果を踏まえて、平成 25（2013）年 3 月に同計画を変更し、個体数推定値と年間捕獲目標を見直すとともに、計画対象区域において狩猟による捕獲数制限を解除した。

平成 29（2017）年 4 月には第 3 期特定計画を踏襲して第 4 期特定計画となる「第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画」（H29.4～H34.3）を策定した。同計画では、平成 25（2013）年 12 月に環境省と農林水産省により示された「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」や、平成 27（2015）年 5 月の改正「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）の施行に伴う指定管理鳥獣捕獲等事業の導入に係る項目の追加などを行った。同計画が令和 4（2022）年 3 月 31 日をもって計画期間が満了することから、今回新たに第 5 期特定計画を策定するものである。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ（*Cervus nippon*）

3 特定計画の期間

令和 4（2022）年 4 月 1 日から令和 9（2027）年 3 月 31 日

4 管理が行われるべき区域

広島県全域（廿日市市宮島町を除く。）とする。

※宮島においては廿日市市が「宮島地域シカ保護管理計画」を策定しているため。

5 現状

（1）生息等の状況

① 分布状況

平成 14（2002）年度までに県が実施した「種の多様性調査（哺乳類分布調査）」、聞き取り及びアンケート調査による分布状況と、平成 19（2007）年度までに実施したアンケート調査、捕獲実績等による分布状況を図 1 及び図 2 に示す。平成 14（2002）年度の本県のシカの分布域は、山陽自動車道や山陽新幹線によって分断されており、広島市北東部、安芸高田市（中国自動車道と JR 芸備線に挟まれた地域）を中心とした県のほぼ中央部に位置する広い分布域（以下「白木山系地域個体群」という。）と、瀬戸内海に面した東広島市安芸津町、竹原市を中心とした狭い分布域（以下「竹原地域個体群」という。）に区別されていた。しかし、その後の分布拡大により、平成 19（2007）年度には両個体群の分布域が接近し、分布境界が不明瞭となりつつあった。

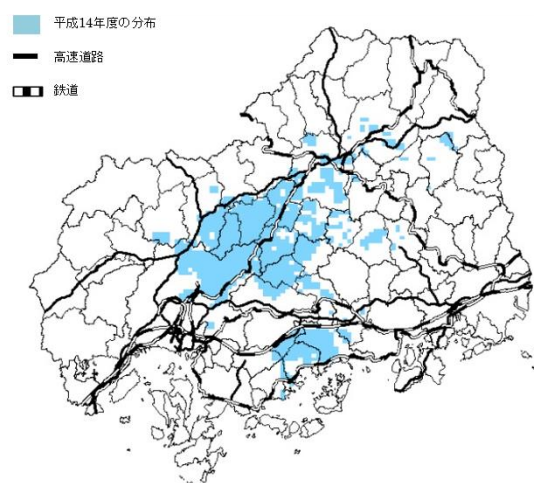


図 1 平成 14（2002）年度のシカの分布域

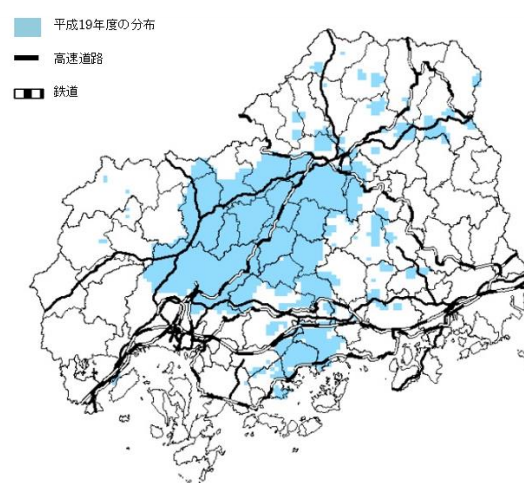


図 2 平成 19（2007）年度のシカの分布域

本県では「出猟カレンダー調査」（狩猟者が出猟した際にシカの捕獲数及び目撃数を記録する調査）を継続しており、本調査から得られた 9 年度の間にはシカが目撃あるいは捕獲されたメッシュを図 3 に示す。これまで個体群が二つの地域に分かれていたが、分布拡大により両個体群の分布がつながり、元々の地域個体群の分布域の周辺においても毎年シカの分布が確認されているメッシュが増加し、シカの分布が拡大、定着していることが示唆された。また、大崎上島をはじめとする島しょ部でもシカの分布が確認されている。

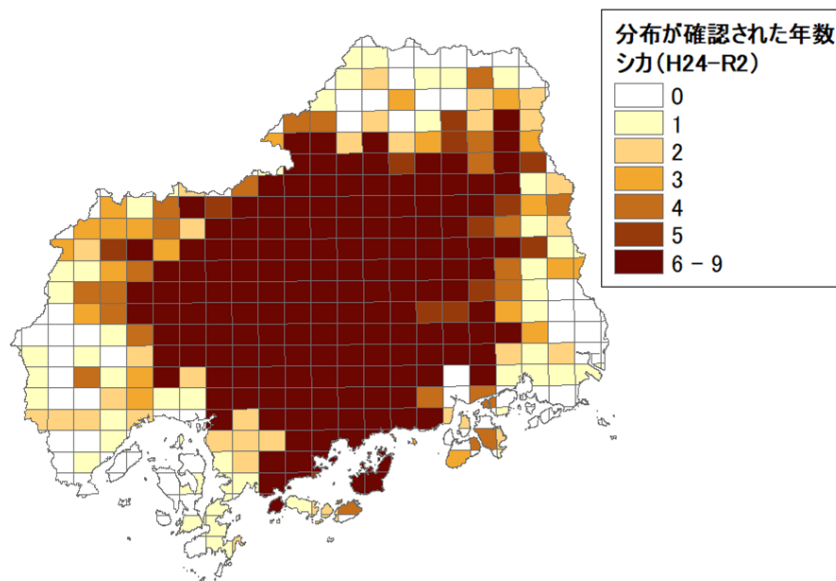


図3 平成24(2012)～令和2(2020)年度のシカ分布域

出猟カレンダー調査による
 ※宮島は全島が鳥獣保護区に指定されており、狩猟者の出猟がないため分布確認年数が0になっているが、
 実際にはシカが生息している。

② 密度分布

本県では「出猟カレンダー調査」(狩猟者が出猟した際にイノシシの捕獲数及び目撃数を記録する調査)を継続して実施しており、本調査結果から得られる目撃効率(狩猟者が1人日出猟した場合のシカ目撃頭数)はシカの密度の指標となる。令和2(2020)年度のメッシュ別の目撃効率の分布を図4に示す。

目撃効率が高く、シカが高密度で生息していると考えられる地域は、広島市北東部から安芸高田市、三次市南西部にかけての地域と、竹原市から東広島市南部にかけての地域に認められ、高密度地域の周辺にそれに準ずる高い生息密度を示す地域が存在している。県央以外の分布周辺地域では、シカ密度は概ね低いと考えられる。

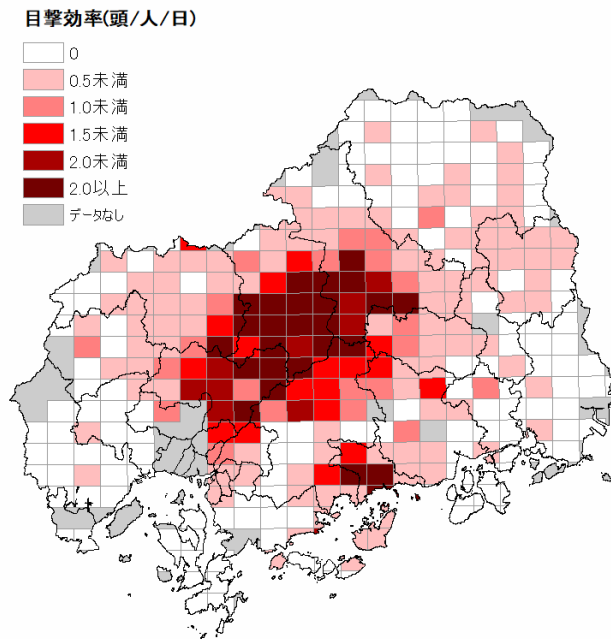


図4 出猟カレンダー調査に基づくシカの密度分布
(令和2(2020)年度出猟カレンダー調査に基づく目撃効率)

③ 生息密度・推定個体数

県では、シカの生息密度及び個体数の推定のため、平成14(2002)年度から平成24(2012)年度までおおよそ5年ごとに糞粒法(FUNRYU1_2_1プログラム)による調査を実施してきた。平成14(2002)年度、平成18(2006)・19(2007)年度は64地点(白木山系地域52地点、竹原地域12地点)、平成24(2012)年度はシカの分布拡大に合わせて94地点(白木山系地域76点、竹原地域18点)で調査を行い、各調査地点の生息密度を推定するとともに、各年度の分布面積をもとに、県内の個体数も推定した。

平成25(2013)年度からは、シカの密度指標調査としてより広域の調査に適している糞塊密度調査を実施するとともに、最新の統計手法(階層ベイズモデル^{*1})を用いて県内の個体数を推定している。階層ベイズモデルによる推定値は、過去の捕獲数と密度指標の変化から統計的に算出した値であり、誤差の生じやすい単年度の調査結果(糞粒法など)に基づく推定値より推定精度が高いと考えられる。

^{*1} 階層ベイズモデル(Harvest-based model)による生息数の推定

捕獲数と密度指標の時間的な変化から、生息数と自然増加率の両方を推定する統計手法である。客観的な結果が得られるため、生息数推定においても高い評価が得られている。

令和3(2021)年度の推定では、平成14(2002)年度から令和2(2020)年度の狩猟捕獲数、有害鳥獣捕獲数、糞粒密度、糞塊密度、目撃効率等のデータに階層ベイズモデルに適用することにより、シカの自然増加率と個体数及びデータの誤差変動などを推定した。

平成 14 (2002) 年度から令和 2 (2020) 年度の狩猟捕獲数, 有害鳥獣捕獲数, 糞粒密度, 糞塊密度及び目撃効率等のデータを使用した階層ベイズモデルによる個体数の推定結果を表 1 及び図 5 に示す。

推定期間中の個体数はほぼ単調な増加傾向にあり, 令和 2 (2020) 年度には中央値で 51,399 頭 (90%信用区間で 35,924~126,911 頭) と推定された。

また, 令和 2 (2020) 年度の自然増加率は, 中央値で 29.4% (90%信用区間で 14.1~36.8%) と推定された。

階層ベイズモデルによる推定値は, データが蓄積されるにつれて推定精度は向上する。今後も継続的なモニタリングによりデータを蓄積して推定精度を高め, 結果に基づいて柔軟な目標設定をしていくことが必要である。

表 1 階層ベイズモデルによる各年度のシカ推定個体数

年度	5%点	25%点	中央値	75%点	95%点
平成 14 (2002) 年度	8,511	9,802	11,476	14,603	32,327
平成 15 (2003) 年度	9,736	11,194	13,091	16,617	36,194
平成 16 (2004) 年度	11,039	12,692	14,834	18,773	40,282
平成 17 (2005) 年度	12,810	14,672	17,070	21,461	45,086
平成 18 (2006) 年度	14,327	16,411	19,070	23,938	49,735
平成 19 (2007) 年度	16,480	18,800	21,746	27,104	55,412
平成 20 (2008) 年度	18,688	21,239	24,459	30,326	61,322
平成 21 (2009) 年度	20,984	23,747	27,280	33,610	66,932
平成 22 (2010) 年度	23,241	26,229	30,047	36,831	72,869
平成 23 (2011) 年度	25,276	28,505	32,603	39,819	78,605
平成 24 (2012) 年度	26,946	30,409	34,752	42,455	83,542
平成 25 (2013) 年度	28,649	32,297	36,890	45,065	88,631
平成 26 (2014) 年度	29,895	33,843	38,637	47,299	94,331
平成 27 (2015) 年度	30,092	34,343	39,375	48,610	98,431
平成 28 (2016) 年度	31,509	36,131	41,533	51,381	103,808
平成 29 (2017) 年度	32,408	37,444	43,338	53,773	108,577
平成 30 (2018) 年度	34,567	40,279	46,705	57,789	115,566
令和元 (2019) 年度	36,413	42,948	50,064	61,944	122,391
令和 2 (2020) 年度	35,924	43,587	51,399	64,227	126,911

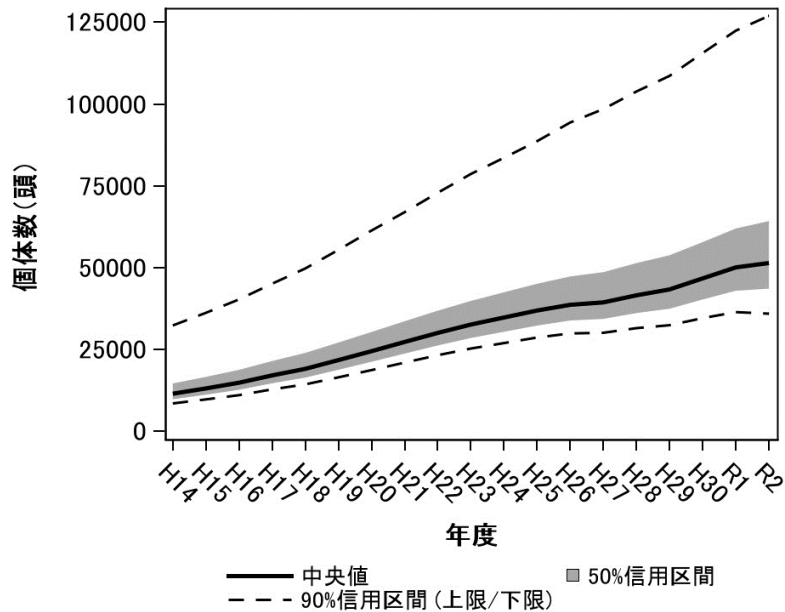


図5 階層ベイズモデルによるシカ推定個体数の動向
(中央値と50%信用区間, 90%信用区間を示す。)

(2) 被害状況

① 農業被害

農業被害について、年度別の被害面積及び被害量を図6に、被害金額を図7に示す。

被害面積は、平成10(1998)年度以降増減を繰り返しながら徐々に増加し、平成22(2010)年度に112haと過去最大の被害面積を記録した。しかし、その後は減少し、令和2(2020)年度の被害面積はピーク時の約1/2となっている。

被害量については、平成16(2004)年度まで増加傾向で、その後一旦は減少したものの、平成21(2009)年度以降は平成16(2004)年度を超える水準まで増加し、平成23(2011)年度に381.3tと過去最大を示した。平成24(2012)年度以降は平成29(2017)年度まで徐々に減少していたが、平成30(2018)年度から再び増加に転じている。令和2(2020)年度の被害量はピーク時と比較して約3割減少し、280.8tとなっている。

被害金額についても、平成21(2009)年度に7,700万円を超え過去最大を示したが、その後は平成29(2017)年度まで減少し、平成30(2019)年度から増加に転じている。令和2(2020)年度の被害金額はピーク時より3割以上低下し、5,300万円となっている。被害作物の種類により被害面積、金額、被害量といった項目が示す被害の度合は異なるので判断は困難であるが、農業被害は依然として高い水準にあると考えられる。

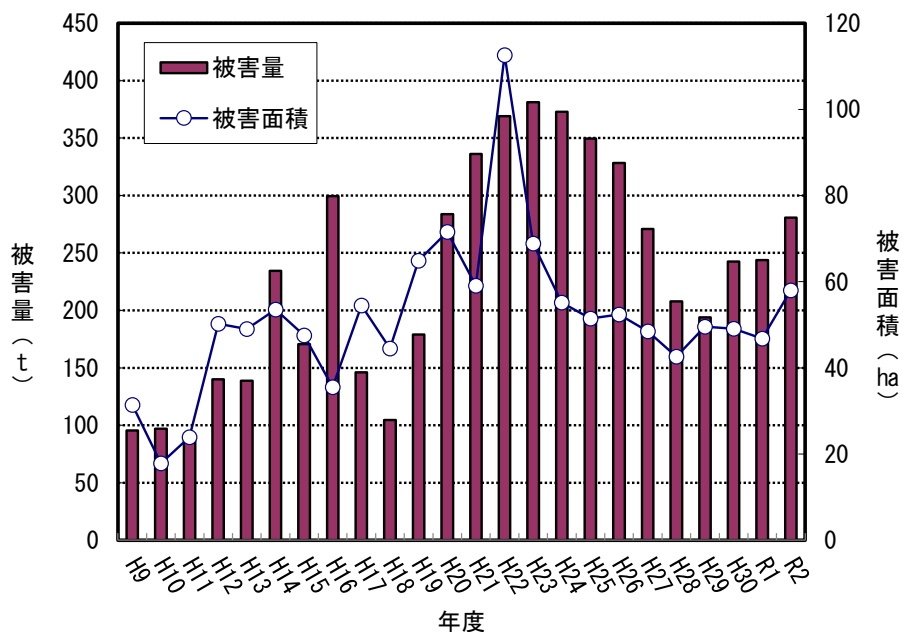


図6 農業被害面積と被害量（農業技術課調べ）

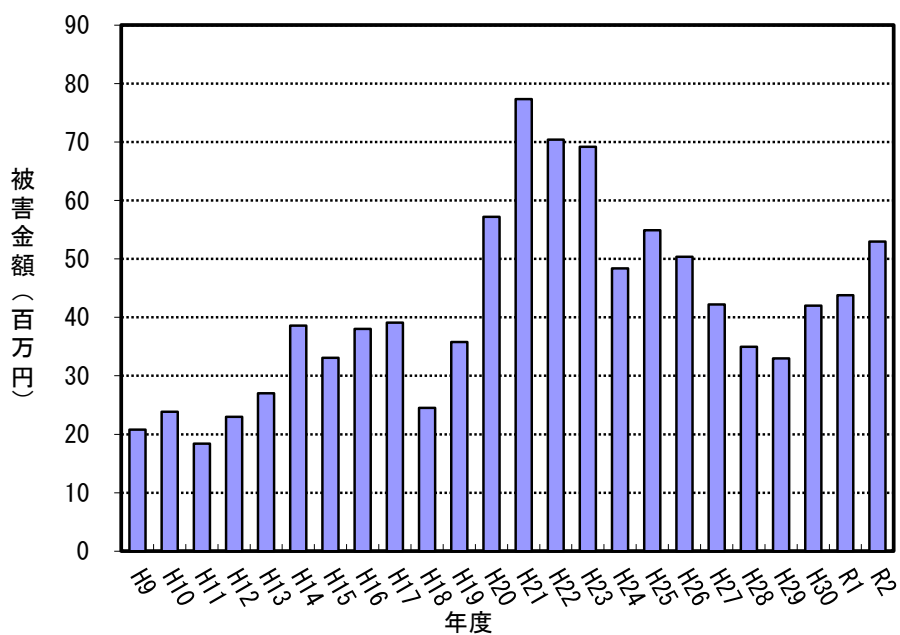


図7 農業被害金額（農業技術課調べ）

市町別のシカ被害面積と被害率について表2に示す。被害面積は、世羅町が14haと最も大きく、三次市、広島市がそれに次いで被害面積が大きい。被害率では、広島市と世羅町が0.4%と最も高い。令和2（2020）年度の県全体の農業被害面積は58haと全耕地面積53,563haの0.1%である。

表2 市町別のシカ被害面積と被害率（令和2（2020）年度）

農林水産事務所	市町	耕地面積 (ha)	被害面積 (ha)	被害率
西部	広島市	2,620	10	0.4%
	呉市	2,250	1	0.0%
	竹原市	552	1	0.2%
	大竹市	133	0	0.0%
	東広島市	7,110	7	0.1%
	廿日市市	802	0	0.0%
	安芸高田市	4,270	6	0.2%
	江田島市	547	0	0.0%
	府中町	7	0	0.0%
	海田町	49	0	0.0%
	熊野町	213	0	0.0%
	坂町	33	0	0.0%
	安芸太田町	560	0	0.0%
	北広島町	3,720	3	0.1%
	大崎上島町	604	0	0.0%
東部	三原市	4,390	1	0.0%
	尾道市	3,090	0	0.0%
	福山市	3,570	0	0.0%
	府中市	943	0	0.0%
	世羅町	3,270	14	0.4%
	神石高原町	2,090	0	0.0%
北部	三次市	5,800	13	0.2%
	庄原市	6,940	1	0.0%
合計		53,563	58	0.1%

注1 数値は四捨五入しており、市町値の計が合計値と一致しない。

注2 数値は四捨五入しており、市町の被害率が整合しないことがある。

農作物別の被害面積の推移を図8に示す。平成10（1998）年度以降では、水稲の被害面積が多く、増減を繰り返し、平成22（2010）年度に95.2haとピークを示している。その後大幅に減少しているものの、平成24（2012）年度以降は横ばいで推移している。一方、野菜の被害面積は平成17（2005）～20（2008）年度に水稲の被害面積を超えていたが、平成21（2009）年度以降減少している。平成26（2014）年度以降は、豆類の被害面積が増加傾向にあり、野菜の被害面積を抜いて作物別では水稲に次いで第2位の被害面積を示している。

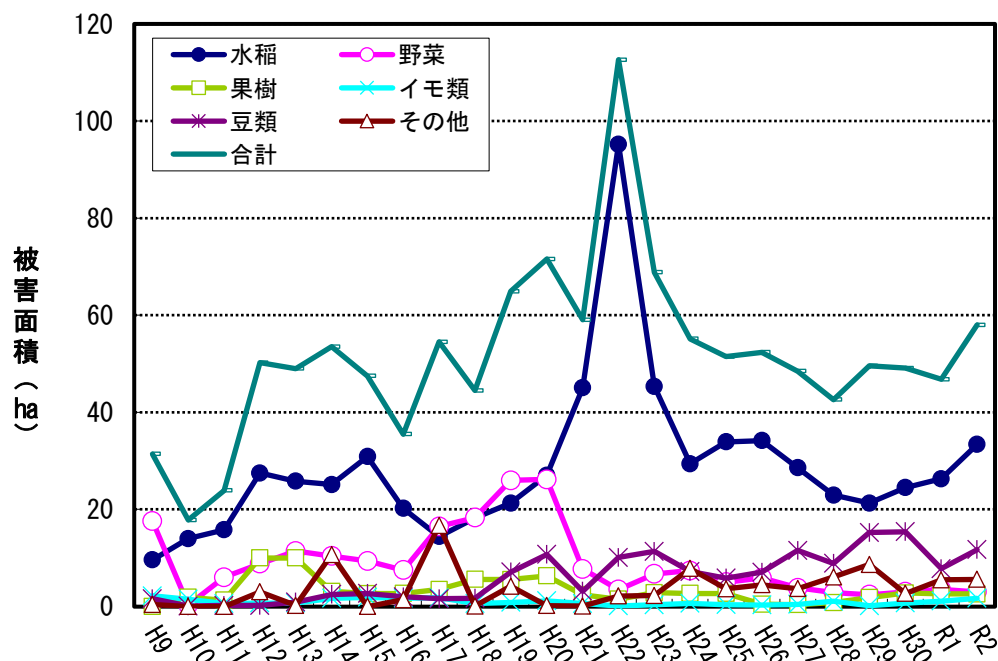


図8 農作物別被害面積の推移
(農業技術課調べ)

住民を対象とした農業被害程度の聞き取り結果をもとに作成した、令和2（2020）年度の県内での農業被害状況を図9に示す。本調査結果は住民が感じている被害の程度を示すものである。シカの生息密度の高い県央部及び竹原地域で大きな農業被害が報告されており、今後のシカの分布拡大あるいは密度の上昇によって、大きな被害が出る地域が新たに生じることが懸念される。

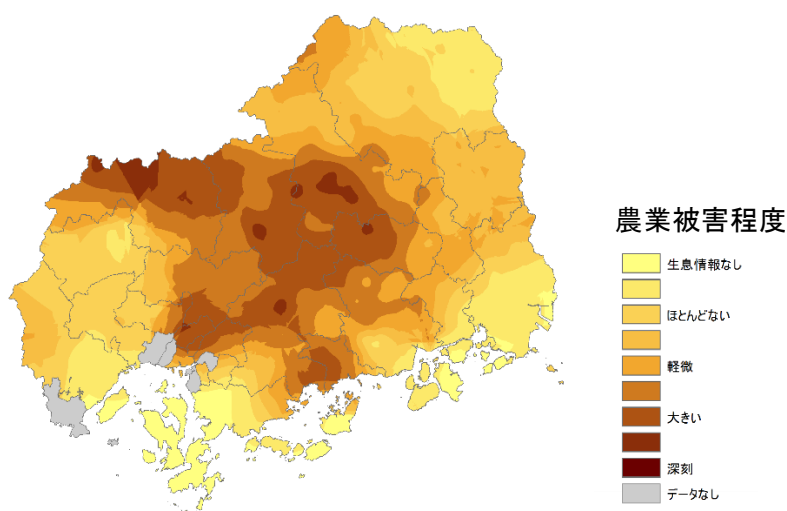


図9 ニホンジカによる農業被害程度（令和2（2020）年度調査結果）
(農業技術課調べ)

② 林業被害

民有林における年度別の林業被害面積の推移を図 10 に示す。被害面積（実損面積）は平成 12（2000）年度以降減少していたが，平成 17（2005）年度から平成 19（2007）年度まで増加した後，平成 20（2008）年度に再び減少している。被害面積の減少には，造林面積自体の大幅な減少（図 11）も大きく影響していると考えられ，単位面積当たりの被害量は依然として高いものと推察される。また，県内のスギ・ヒノキ等の人工林資源は本格的な主伐期を迎えていることから，それに伴って伐採跡地の植林も増加するものと予想される。そのため，こうした再造林地におけるシカの被害も増加する可能性がある。

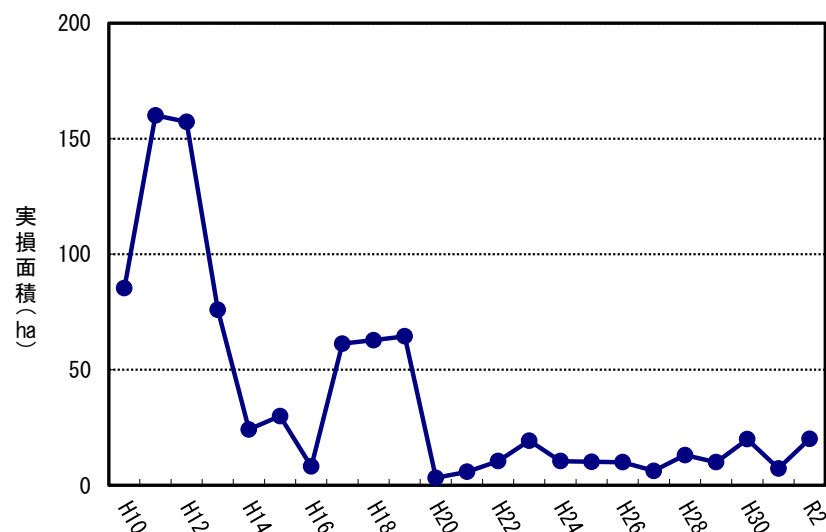


図 10 林業被害面積の推移
(森林保全課調べ)

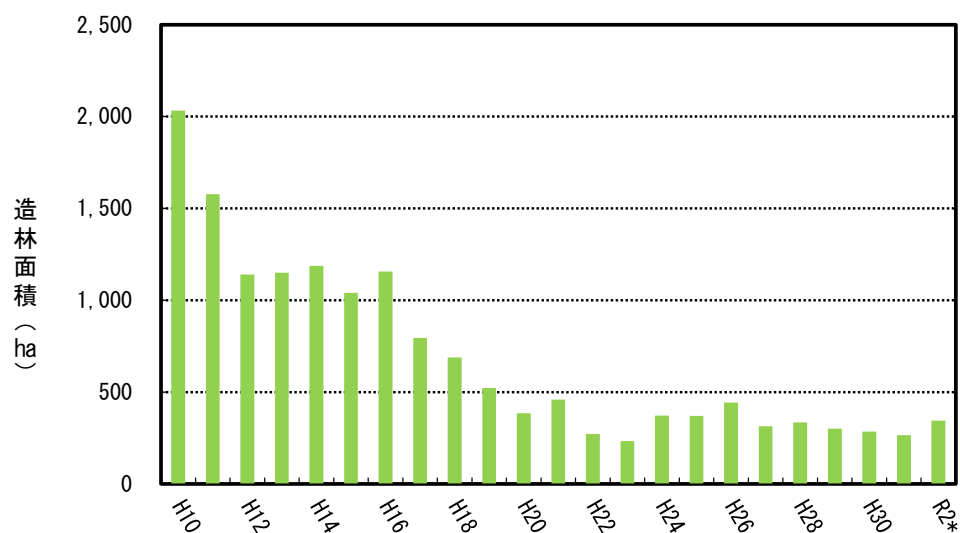


図 11 広島県における造林面積の変化 (農林水産局資料による) *R2は暫定値

なお，平成 20（2008）年度以降に林業被害が低水準で推移している原因として，前述の

造林面積の減少だけでなく、被害が正確に把握されていない可能性も考えられる。シカの分布拡大や生息密度上昇に伴って被害が増加するが、木材価格の下落に伴い、造林の実施量が減少して被害が見落とされている可能性がある。したがって、定期的に被害調査を実施し、林業被害の把握に努める必要があることから、県では平成 30（2018）年度よりシカの林業被害に関する実態を把握するためにアンケート調査を実施している。令和 2（2020）年度調査による植栽地での被害状況を図 12 に示す。摂食被害が深刻な地域は県央部の植栽地に多く、シカの生息密度が高い地域では防護柵等の設置をはじめとした対策が必要である。

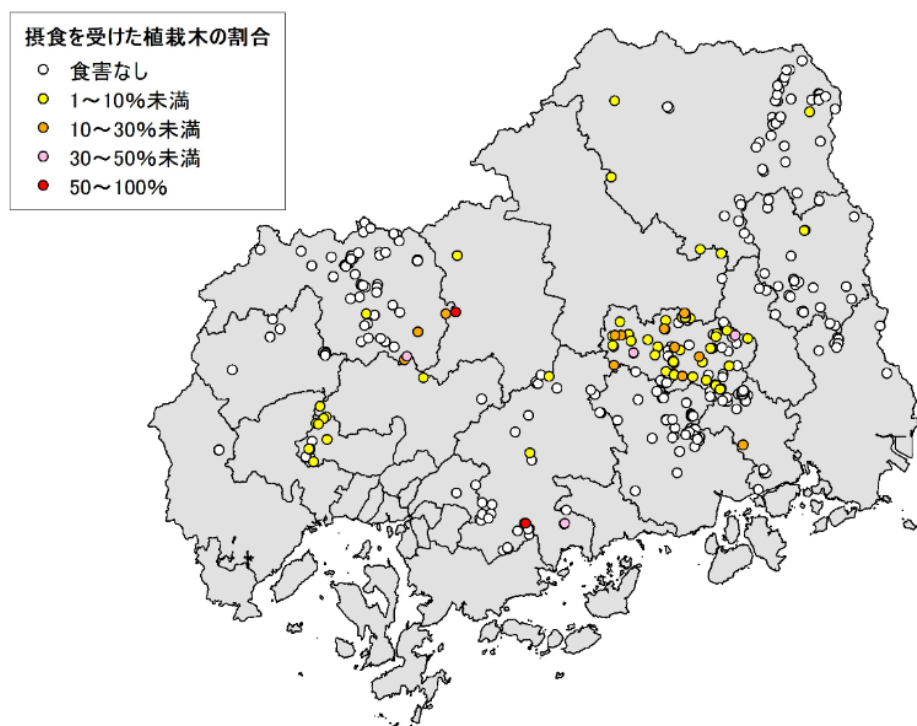


図 12 広島県における植栽地でのシカによる被害状況（令和 2（2020）年度調査結果）
（林業課調べ）

③ 自然植生への影響

シカの生息密度が上昇して森林の下層植生に過度な採食圧がかかると、植生の衰退やシカの不嗜好性植物が繁茂するなどの植物相に大きな影響を与える。また、希少な植物群落への影響も懸念される。さらに、下層植生の減少・衰退が過度になると、表土が流出して植生に対して不可逆的な影響（回復困難な状況）が生じるとともに、急斜面での斜面崩壊など国土保全の上でも大きな問題となる。

本県では、平成 27（2015）年度にシカによる自然植生への影響に関する調査（森林下層植生衰退度調査）をシカの分布域全体を対象に 100 地点で調査を実施した。さらに令和 3（2021）年度にも同調査を実施し、「下層植生（低木層の木本類，ササ類，草本層）の植被率」をもとに森林植生の衰退度を段階的に区分し空間補間を行った。平成 27（2015）年度はシカ密度の高い地域を中心に下層植生の衰退している状況が見られたが、令和 3（2021）年度は周辺地域も下層植生の衰退が確認され、シカの影響が拡大していることが示唆された（図 13）。なお、衰退度 2 とは土壌流出のリスクが発生するランクであり、こうした地点

の増加を防ぐとともに、植生の回復のため、密度の低減を図る必要がある。

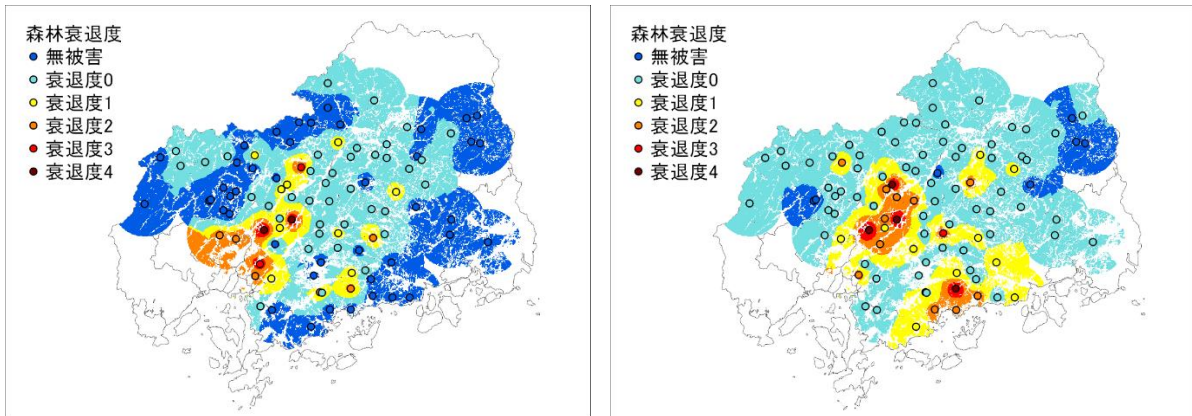


図 13 低木層の木本類、ササ、草本層の植被率を使用した衰退度調査結果
 (各調査地点データをもとに空間補間した結果) 左：平成 27 (2015) 年度
 右：令和 3 (2021) 年度

④ 列車の衝撃事故状況

列車による衝撃事故が県内の各路線で発生しており、令和 2 (2020) 年度の件数は、山陽線 64 件、呉線 32 件、可部線 9 件、福塩線 15 件、芸備線 223 件となっており、福塩線を除き増加傾向にある (図 14)。事故の発生は、6 月と 10 月～12 月に多くなる傾向にあり (図 15)、出産期後と繁殖期におけるシカの行動の季節変化が影響していると考えられる。

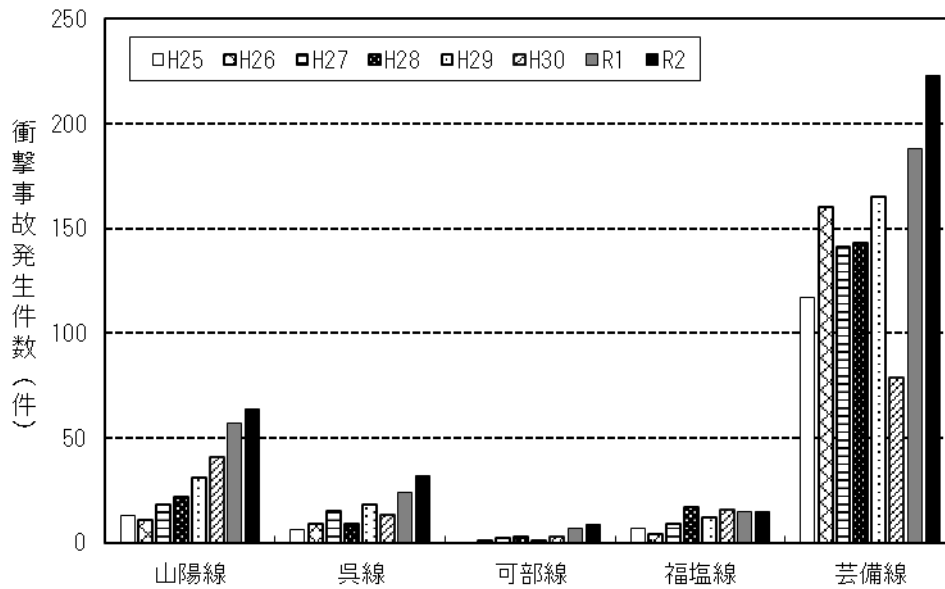


図 14 県内各路線の年度別シカ衝撃事故件数 (JR 西日本調べ)

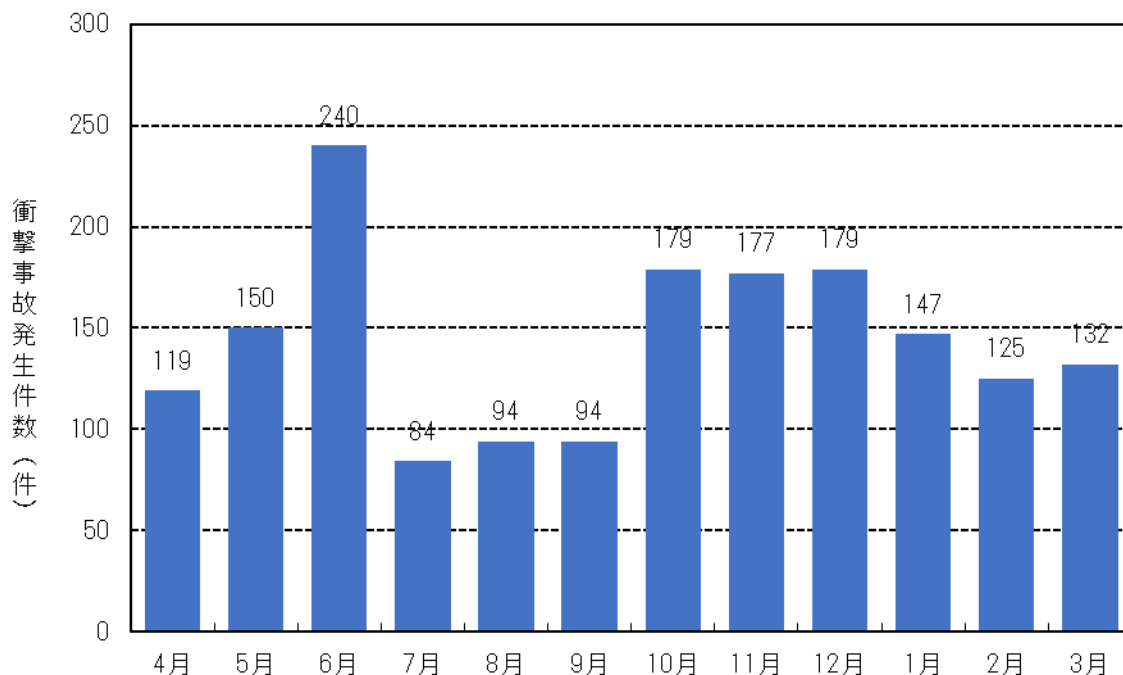


図 15 県内全路線の月別シカ衝撃事故発生件数 (JR 西日本調べ)

(3) 捕獲等の状況

昭和 50 (1975) 年度以降の狩猟及び有害鳥獣捕獲によって捕獲された個体数の推移を図 17 に示す(狩猟とは狩猟者登録を受けて捕獲を行うこと、有害鳥獣捕獲とは被害対策のために鳥獣保護管理法第 9 条の許可を受けて捕獲を行うこと)。全捕獲数は平成 2 (1990) 年以降増加傾向にあり、平成 27 (2015) 年度には 10,000 頭を超えた。

狩猟による捕獲数は毎年ほぼ漸増していたが、平成 27 (2015) 年度以降は増減を繰り返し、令和 2 (2020) 年度は過去最高の 3,967 頭を記録した(表 3)。

また、有害鳥獣捕獲数は平成 12 (2000) 年度以降に増加しており、特に特定計画策定(平成 15 (2003) 年度)後は増加が顕著となり、平成 27 (2015) 年度には有害鳥獣捕獲数が 7,000 頭を超えた。それ以降は狩猟と同じく増減を繰り返していたが、令和 2 (2020) 年度には過去最高の 9,293 頭を記録した。さらに平成 27 (2015) 年度から実施している指定管理鳥獣捕獲等事業を始めとした県許可又は県事業による捕獲も令和 2 (2020) 年度には 56 頭となり、狩猟、有害鳥獣捕獲と合わせた全捕獲数は 13,316 頭となっている。その内訳は有害鳥獣捕獲が 69.8%、狩猟が 29.8%、指定管理鳥獣捕獲等事業その他が 0.4%となっている。

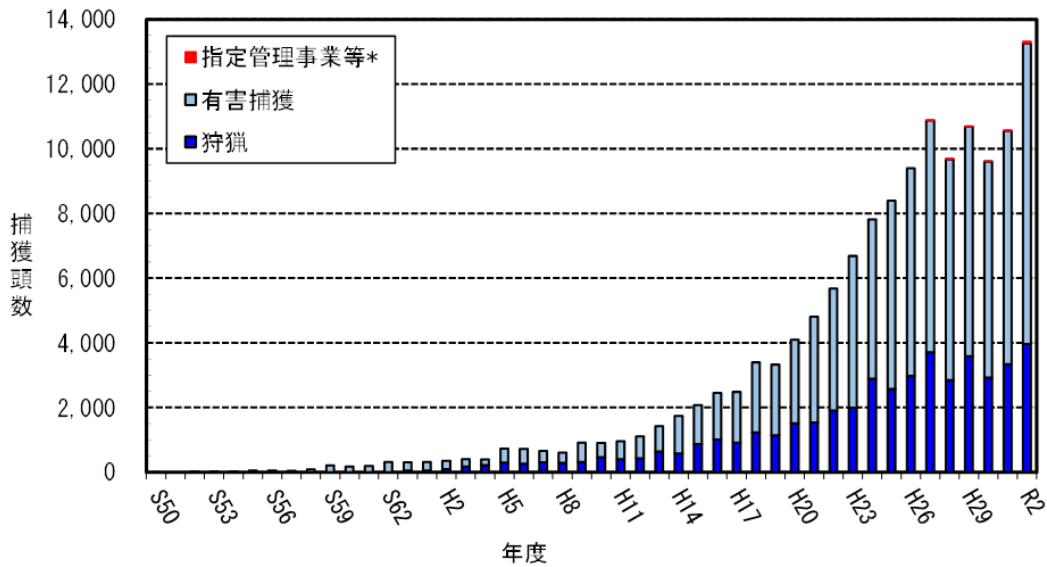


図 17 狩猟と有害鳥獣捕獲による捕獲数の推移 (鳥獣関係統計による)

*: 県許可又は県事業による捕獲

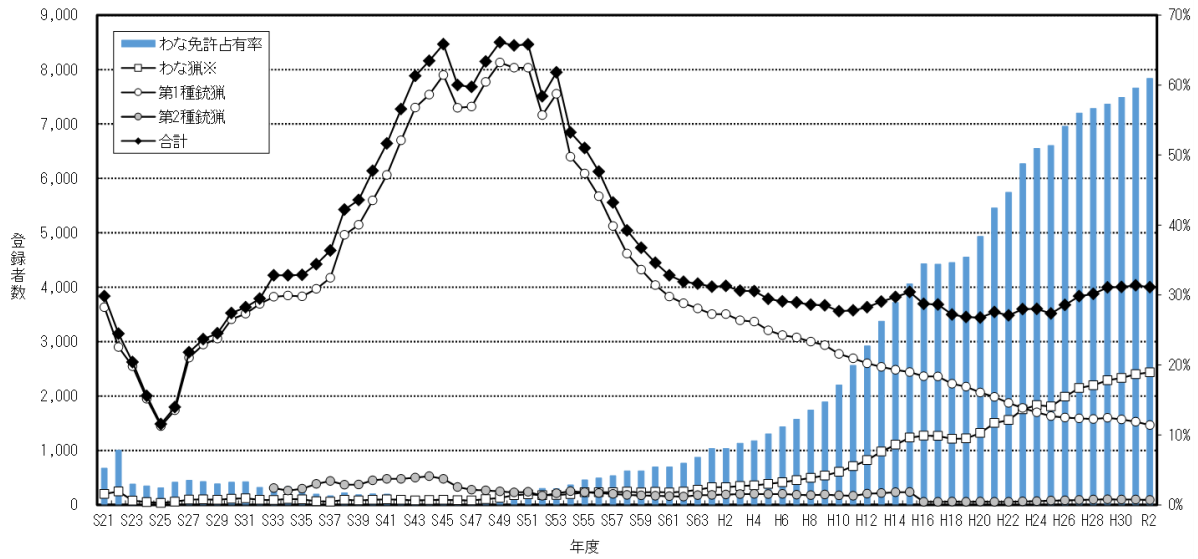
表 3 特定計画策定後の狩猟と有害鳥獣捕獲による捕獲数 (自然環境課調べ)

捕獲区分	第1期計画				第2期計画					第3期計画					第4期計画			
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
狩 猟	874	1,009	917	1,235	1,147	1,516	1,537	1,906	1,998	2,894	2,572	2,973	3,711	2,850	3,590	2,922	3,334	3,967
有害捕獲	1,197	1,441	1,567	2,163	2,185	2,581	3,271	3,776	4,698	4,924	5,827	6,424	7,147	6,831	7,092	6,685	7,216	9,293
指定管理事業等*													8	17	9	9	4	56
合 計	2,071	2,450	2,484	3,398	3,332	4,097	4,808	5,682	6,696	7,818	8,399	9,397	10,866	9,698	10,691	9,616	10,554	13,316

*県許可又は県事業による捕獲

① 狩猟者登録数の推移

狩猟者登録数は昭和 30 (1955) 年度頃までは、1,500 人から 4,000 人で推移していたが、その後増加傾向に転じ、昭和 44 (1969) 年度には 8,000 人を超えた。昭和 51 (1976) 年度までは 8,000 人前後で推移していたものの、その後は減少傾向に転じ、平成 3 (1991) 年度以降は 4,000 人を下回って推移している。免許種別では銃猟の登録者数が一貫して減少しており、平成 26 (2014) 年度以降は第 1 種銃猟と第 2 種銃猟を合わせても 1,700 人を割り込む数となっている。一方、わな猟が徐々に増加し、平成 23 (2011) 年度には、銃猟とわな猟の登録者数がほぼ同程度となり、平成 24 (2012) 年度以降はわな猟の登録者数の割合が 50% を超え、令和 2 (2020) 年度には 61% となっている (図 18)。



(注1) H15の変更：甲→網・わな免許，乙→第1種銃猟免許，丙→第2種銃猟免許
 (注2) H16の変更：第1種銃猟で登録すれば空気銃が使用でき，第2種銃猟を別途登録の必要がなくなった。
 (注3) H19の変更：網・わな猟→網猟，わな猟に分離
 ※県外登録含む。放鳥獣猟区のみ含まない

図 18 免許種別狩猟者登録者数の推移（鳥獣関係統計による）

② 狩猟による捕獲

平成 10（1998）年度から令和 2（2020）年度の狩猟における猟法別の捕獲数の推移を図 19 に示す。平成 22（2010）年度までは銃器を使用した捕獲（銃猟）がわなを使用した捕獲（わな猟）を上回っていたが，平成 23（2011）年度以降はわな猟が増加し，令和 2（2020）年度にはわな猟による捕獲数は 3,198 頭で銃猟の約 3.7 倍の捕獲数となり，狩猟による全捕獲数の約 80%を占めている。

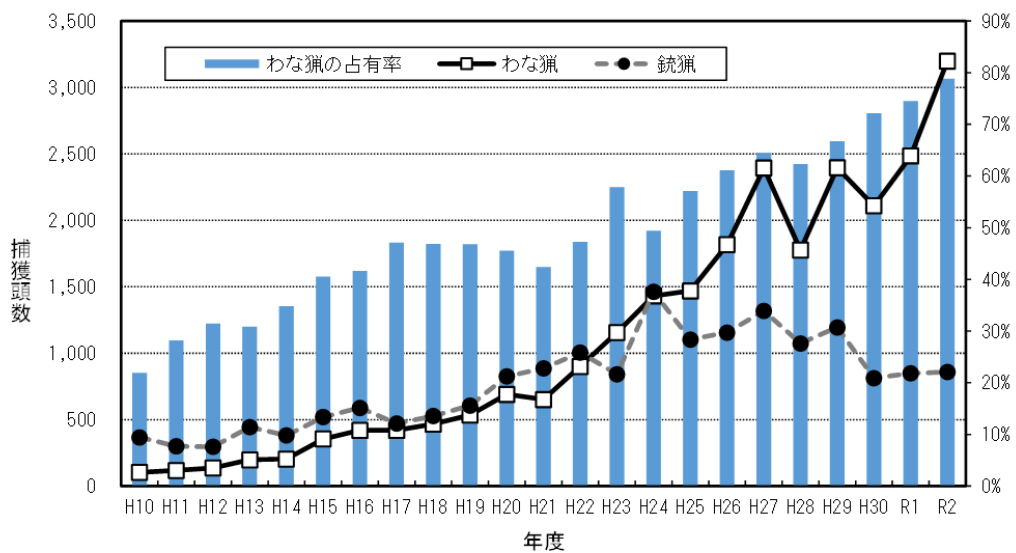


図 19 平成 10（2022）～令和 2（2020）年度の猟法別捕獲数の推移

（鳥獣関係統計による）

③ 有害鳥獣捕獲による捕獲

近年急増している有害鳥獣捕獲について、市町村合併後の市町別に平成 14（2002）年度以降の有害鳥獣捕獲数を表 4 に示す。安芸高田市の捕獲数が突出しており、平成 25（2013）年度以降は 3,000 頭を超え、県全体の捕獲数の半分以上を占めていた。それ以降は県全体の捕獲数に対する割合は減少したものの、高い水準で推移しており、令和 2（2020）年度には全体の 34.3%を占めている。安芸高田市に次いで多いのが広島市で、平成 24（2012）年度は 1,000 頭を超え、平成 25（2013）年度には若干減少したものの、その後は急増して令和 2（2020）年度には 1,700 頭を超えている。令和 2（2020）年度の捕獲数を平成 28（2016）年度と比較すると、捕獲数の増加が顕著であるのは府中市の 3.6 倍、次いで世羅町の 3.0 倍、庄原市の 2.7 倍、呉市の 2.2 倍などとなっており、シカ生息密度が高い地域だけでなく、分布周辺の市町においても高い増加率を示している地域がある。また島しょ部の大崎上島町でも平成 30（2018）年度以降捕獲が記録されており、今後は島しょ部への侵出にも留意が必要である。

表 4 市町別の有害鳥獣捕獲数の推移（自然環境課調べ）

保護管理計画		第1期計画					第2期計画					第3期計画					第4期計画				
農林水産事務所	市町	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
西部	広島市	398	272	336	360	419	419	542	640	778	893	1,023	972	1,307	1,613	1,369	1,374	1,490	1,449	1,749	
	呉市									5	36	20	31	18	25	19	43	26	30	41	
	竹原市	33	48	42	26	56	57	48	192	245	247	302	280	262	310	290	329	324	404	439	
	東広島市	53	49	48	59	123	143	208	260	284	390	502	641	772	860	955	1,105	1,124	1,204	1,455	
	廿日市市	1	1				3														
	安芸高田市	529	624	886	931	1,329	1,297	1,465	1,718	1,915	2,335	2,361	3,036	2,927	3,113	2,838	2,718	2,337	2,376	3,186	
	府中市					4	11	20	25	25		17	25	14	23	36	35	1	11	24	
	海田町										2	5	14	2		2	2	1	3	3	
	熊野町																	1			
	坂町																	1			
	安芸太田町											1				1	1	1	2	1	
	北広島町	101	126	102	74	105	122	166	181	207	357	297	313	377	449	432	416	447	457	602	
	大崎上島町																			18	6
東部	三原市	1		1	6	10	19	5	11	15	15	43	63	101	105	154	143	121	159	241	
	尾道市									13	6	6	9	2	12	8	25	17	16	33	41
	福山市									1	1	1	1			3	3	1	2	1	
	府中市						2	2	8	6	7	13	5	7	10	11	14	10	34	40	
	世羅町	1	2	1	7		13	19	20	38	88	59	88	126	150	211	261	261	439	625	
	神石高原町				1			1				5	6	10	6	16	27	29	40	69	
北部	三次市	35	75	25	102	113	99	105	202	251	311	264	343	485	459	454	579	456	507	729	
	庄原市				1				1				7	4	16	15	24	38	48	41	
合計		1,151	1,197	1,441	1,567	2,159	2,185	2,581	3,271	3,776	4,687	4,922	5,827	6,424	7,147	6,831	7,092	6,685	7,216	9,293	

* 記載のない市町はH14～R1において有害鳥獣捕獲の実績がない。

④ 捕獲個体の性比

シカの個体数抑制にはメスジカをより多く捕獲することが有効であり、捕獲計画の達成度やその効果を判定するためには、捕獲個体の性別を把握することは必須である。出猟カレンダー調査による平成 24（2012）年度以降の狩猟と有害鳥獣捕獲による雌雄別の捕獲数とメスの割合を表 5 に示す。狩猟による捕獲個体のうち性別が判別した個体の割合は、平成 24（2012）年度には 5 割に満たなかったが、平成 28（2016）年度以降は狩猟者の協力によって大幅に改善し 9 割以上となっている。一方、有害鳥獣捕獲における性判別割合は、平成 24（2012）年度以降約 6 割で推移している（図 20）。

雌雄が判別している全捕獲数に対するメスの割合は、平成 24（2012）年以降 55%以上と高い水準で推移している（図 21）。このことは、平成 15（2003）年のメスジカの狩猟解禁、平成 20（2008）年の捕獲数制限の緩和及び平成 24（2012）年の狩猟による捕獲数制限が無制限となったことが、メスジカ捕獲の促進に効果があったと認められる。

表5 狩猟と有害鳥獣捕獲による性別捕獲数の推移（自然環境課調べ）

区分	性別※1	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
狩猟	オス	545	498	534	1,130	1,281	1,504	1,210	1,324	1,771
	メス	716	575	741	1,385	1,536	2,077	1,482	1,744	2,350
	合計※2	2,894	2,572	2,973	3,711	2,850	3,590	2,922	3,334	4,121
	性別別割合	43.6%	41.7%	42.9%	67.8%	98.8%	99.7%	92.1%	92.0%	100.0%
有害捕獲	オス	1,170	1,431	1,421	1,687	1,154	1,429	1,808	2,053	2,626
	メス	1,671	2,011	2,021	2,418	1,897	2,156	2,302	2,553	3,377
	不明※3	2,083	2,385	2,982	3,042	3,780	3,507	2,575	2,610	3,290
	合計	4,924	5,827	6,424	7,147	6,831	7,092	6,685	7,216	9,293
	性別別割合	57.7%	59.1%	53.6%	57.4%	44.7%	50.5%	61.5%	63.8%	64.6%
メスの割合※4		58.2%	57.3%	58.6%	57.4%	58.5%	59.1%	55.6%	56.0%	56.6%

※1 狩猟の性別は、出猟カレンダー、有害捕獲の性別は有害捕獲アンケートによる

※2 出猟カレンダーは任意のアンケート調査であるため、捕獲数が狩猟者登録証により集計されたものと一致しないことがある

※3 全捕獲数から性別が判明している個体数を引いて算出した

※4 性別が判明している全捕獲数に対するメスの割合（狩猟と有害捕獲の合計）

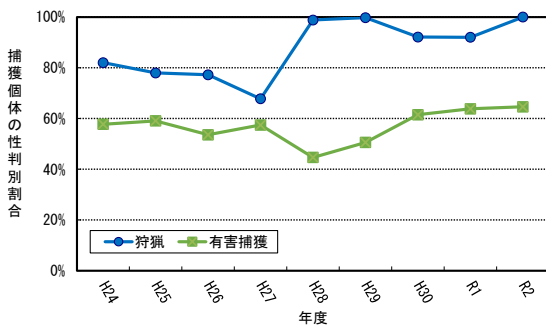


図20 狩猟と有害鳥獣捕獲による性別が判明した個体の割合
（自然環境課調べ）

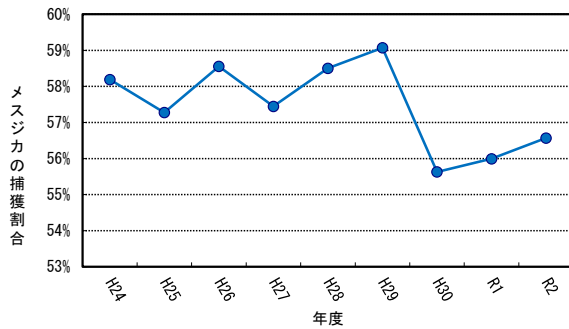


図21 狩猟と有害鳥獣捕獲によるメスジカの割合
（自然環境課調べ）

（4）被害防除対策の実施状況

① 市町における農業被害防除対策

農業被害の防除では、被害防除に関する啓発活動や被害の出にくい集落環境改善のほか、追い払い活動と防護柵、電気柵、防除網等の設置による侵入防止柵の整備が進められている。また、加害個体の捕獲を進めるために、はこわな、囲いわな等の捕獲器材の整備、捕獲奨励策が実施されるとともに、ほぼ全市町で鳥獣被害対策実施隊が設置されている。各対策とも平成28（2016）年度以降は、実施市町数に増加がみられなくなったことから対策の必要な市町では概ね実施していると思われる（表6）。しかし、農業被害は依然として高い水準にあることから、効果的な対策が取られていない可能性がある。なお、シカの生息地域はイノシシの生息地域と重複するため、シカとイノシシの被害対策は兼用したものとなっていると考えられる。

表 6 市町における鳥獣被害防止対策実施状況（市町数）（農業技術課調べ）

区 分	対 策	対 策 市 町 数									
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
被害防除	啓発活動	11	8	11	13	11	12	12	11	12	
	環境改善	11	14	13	12	9	10	9	11	10	
	追い払い活動	2	2	2	3	8	7	7	6	7	
	侵入防止柵整備	22	21	20	21	20	22	22	22	23	
個体数管理	捕獲奨励	23	23	22	23	23	23	23	23	23	
	はこわな等購入	16	17	15	19	15	16	13	13	14	
	鳥獣被害対策実施隊の設置	20	21	21	23	22	22	22	22	22	

② 林業被害防除対策

シカによる林業被害に対しては、食害を単木ごとにネット等によって防除する方法、忌避剤散布及び防護柵の設置が行われている（図 22）。平成 26(2014)年度から平成 29(2017)年度までの 4 年間は、防護柵の設置が最も多く、全体の 9 割以上を占めていたが、平成 30(2018)年度以降はほとんど実施されていない。忌避剤散布は平成 26(2014)年度から平成 28(2016)年度までは行われていなかったが、平成 29(2017)年度以降再開された。食害防止ネット等による単木防除が小面積ながらも継続して実施されている。

しかしながら、防除対策の実施には、造林にかかる費用と同等の経費がかかることから、造林面積の一部にとどまっている状況にある。

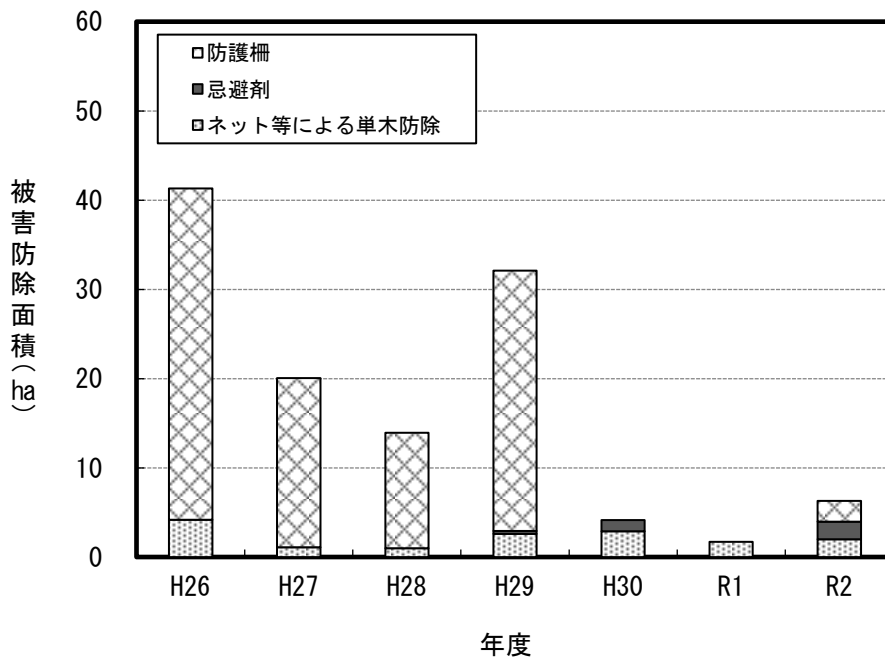


図 22 林業被害防除面積の推移（林業課調べ）

6 特定計画の評価と改善

(1) 効果的な被害対策

シカによる農業被害額は令和2(2020)年度にはピーク時の7割程度に減少(約5千3百万円)になったものの、シカの分布域は、平成25(2013)年度以降、白木山系地域個体群と竹原地域個体群の両個体群がつながるとともに、その周辺地域に分布が拡大していることから、引き続き、農作物被害対策として、集落に出てきにくく、餌にもありつけない環境への改善、正しい知識に基づく侵入防止柵の設置及び加害個体の捕獲を基本とした総合対策を実施する。

(2) モニタリングによる効果検証(評価)

目標達成の効果検証を行うため、

- ・ 生息状況(数、密度、分布状況)調査
- ・ 被害状況(被害金額等)調査

などについて、毎年、モニタリングを実施し、分布状況や被害発生の関連性について把握するなど、各市町の取組成果がわかるよう、その結果を毎年9月末までに示し、市町の現状に応じた有効な被害対策を検討することで、次年度の実行性のある取組につなげる。

また、推定個体数をもとに、今後計画している捕獲数や想定される自然増加率などを加味して、将来の推定個体数の推移を必要に応じてシミュレーションし、中長期的な対策についても併せて検討する。

(3) 現状把握と改善

計画策定後においても、様々な要因によって、シカの推定個体数(密度)が変動することが考えられることから毎年現状把握を行う。

なお、毎年実施する現状把握の結果などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを図る。

7 管理の目標

(1) 管理の目標

シカの管理の目標は、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の組み合わせを総合的に実施し、農林業被害の軽減を図ることとする。

農業被害の軽減については、県の農林水産業施策の実行計画である「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」(以下「アクションプログラム」という。)において、野生鳥獣による農作物被害額を令和元(2019)年度の 476 百万円から令和 7 (2025)年度に 350 百万円に減少させることを達成すべき目標(以下「指標」という。)に掲げている。アクションプログラムの指標の対象となっている農作物被害額はシカを含む全野生鳥獣による農作物被害額となっているため、本計画での管理の目標はアクションプログラムの指標達成に資するようにシカによる農作物被害額を減少させることとする。なお、令和 8 (2026)年度以降について、次期アクションプログラムの指標達成に資するようにシカによる農作物被害額を減少させることとする。

また、林業被害については、県内のスギ・ヒノキ等の人工林資源が本格的な主伐期を迎えている中で、シカによる伐採跡地の再生林の食害が懸念されていることから、効果的な被害防除対策や IoT 技術等を活用した捕獲技術を確立し、林業被害抑制対策を推進する。

なお、平成 25 (2013)年 12 月に環境省と農水省により示された「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において、当面の捕獲目標(全国レベル)が設定され、シカの生息数を 10 年後(令和 5 (2023)年度末)までに半減することを目指すこととなっている(以下「半減目標」という)。本計画における管理の目標においても、この国の方針を考慮しながら施策を実施していくこととする。

(2) 目標を達成するための施策の基本的考え方

シカの生息状況や被害状況などの現状の把握と分析を行い、それらの情報と基礎的な研究成果に基づいて目標の設定とそれを達成するための管理施策を決定する。

次に関係者の合意形成を経て、それを達成するための被害管理・個体群管理・生息地管理等の方策を総合的、計画的に実施していく。

さらに、生息状況(分布状況、シカ密度指標など)や被害状況及び自然植生の状況などの変化に応じた順応的管理を推進するため、モニタリング調査の結果をもとに計画の進行状況を検証し、単年度ごとに各施策の評価を行い、新たな目標設定と施策を進めていくこととする(図 23)。

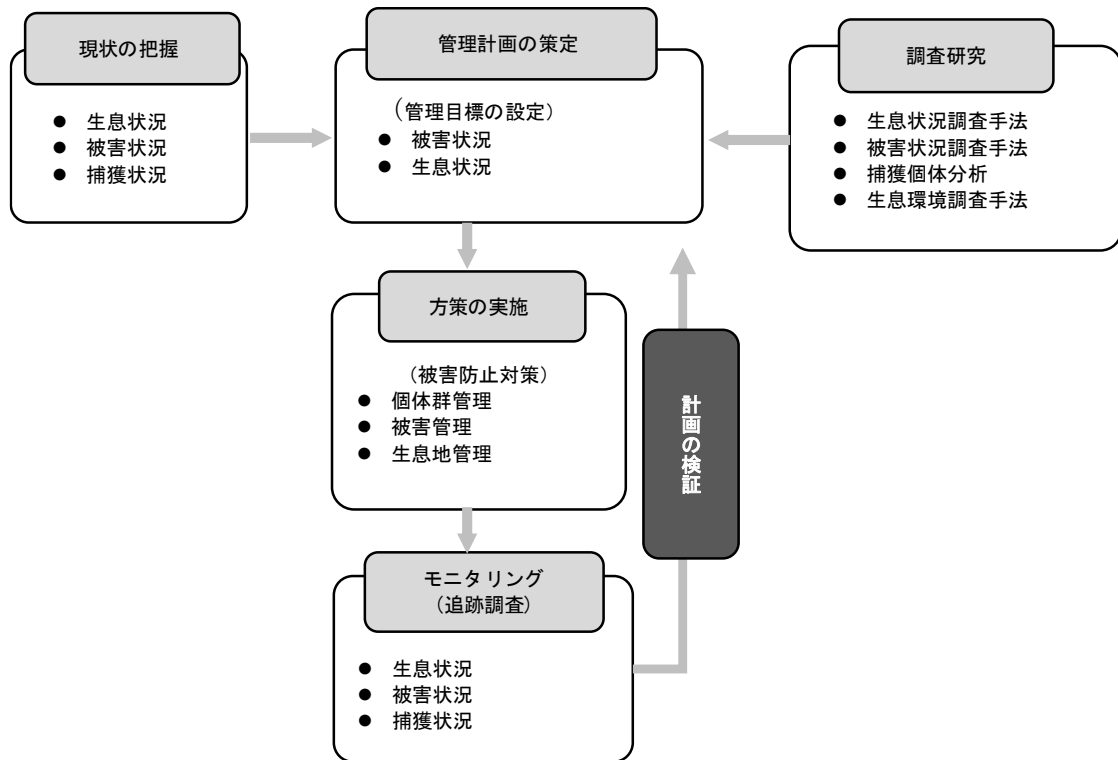


図 23 順応的管理の考え方

8 個体群管理（数の調整）に関する事項

（1）個体群管理の考え方

本県では農林業被害が社会的に容認できる適正個体数（密度）や森林生態系等への影響を最小限に抑制できる適正個体数（密度）を現状においては明確に示すことができないことから、国（環境省）が示す「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・改訂版・2021年（令和3年）3月）」に沿った管理を目指す。

そのために、シカの個体数（密度）や被害状況は地域によって異なることから、市町別にそれらの状況を毎年明らかにするとともに、目安として年間計画捕獲数などを示すことによって、市町など関係者が計画的に個体数（密度）の低減に向けた取組みを図られるようにする。

（2）個体群管理の目標

8（1）の考え方を基に、当面の目標として、次の目標を設定した。

- 年間捕獲目標（目安）は15,600頭以上とする。

今回新たに令和2（2020）年度までの捕獲実績を含めて階層ベイズモデルによる個体数の将来予測を行ったところ、令和2（2020）年度と同じ捕獲率（生息個体数に対する捕獲数の割合）を継続しても個体数は増加していくことが再確認された（図24）。

以上のとおり、個体数抑制をするためには、現状を上回る捕獲圧をかけていくことが必要であるが、半減目標を達成するのに必要な捕獲数は現状の捕獲数を大きく上回り、これを目標と定めるのは現実的ではないため、将来予想において個体数が減少に傾き始める15,600頭を年間捕獲目標（目安）の下限とする。

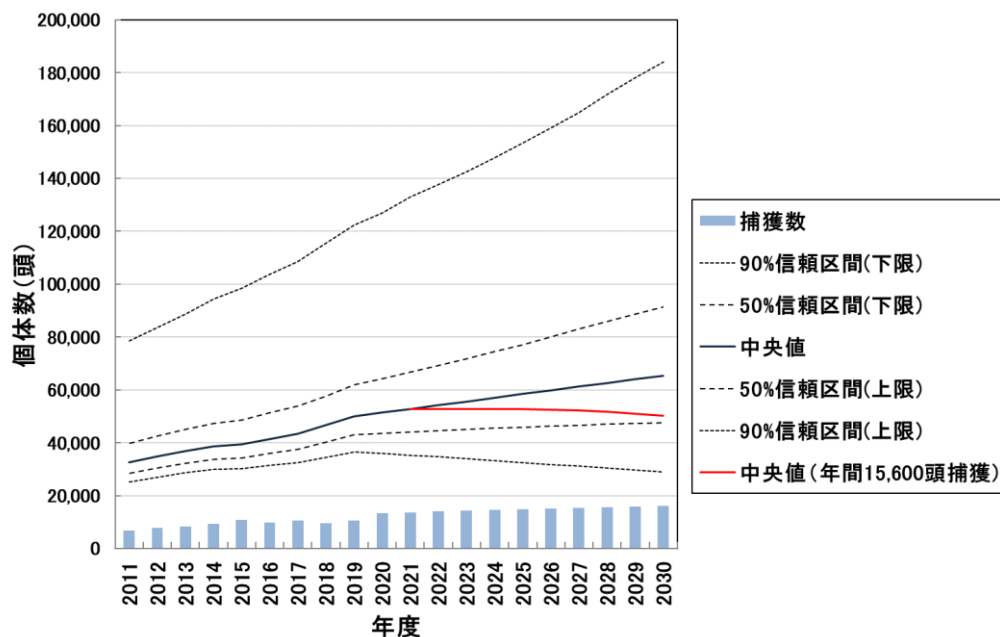


図24 階層ベイズモデルによる広島県のシカ生息個体数の将来予測

ただし、この年間捕獲目標（目安）については、個体数を抑制するために必要な捕獲数であり、農林業被害の軽減に資する捕獲数かどうか明らかではない。年間捕獲目標（目安）は計画期間中の捕獲数や農林業被害の状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

（３）個体群管理の手法

階層ベイズモデルによるシミュレーション（将来予測）にも比較的大きな誤差があることから、毎年、生息状況や被害状況などのモニタリングを行い、その結果を示した年度別事業実施計画を作成し、被害対策の効果検証に役立てる（順応的管理）。

（４）目標達成のための措置

① 捕獲対策の推進

個体群管理目標を達成するための捕獲推進策として、次の措置を取ることとする。

- 生息密度を低減するため、狩猟期間の延長を継続する。
（狩猟期間：11月15日から翌年2月末日まで）
- 効率的な捕獲を行うため、猟法（くくりわな）禁止区域を除く地区において、シカの捕獲等をするためのくくりわなの輪の直径に係る規制を解除する。
（輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなの使用を可とする。）
- 農地周辺での加害個体を中心に集中的に捕獲を行うなど、効果的な有害鳥獣捕獲を実施する。
- 被害が甚大な鳥獣保護区については、必要に応じて、狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域に移行する。
※鳥獣保護区は狩猟による捕獲が禁止されているのに対し、狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域はイノシシ、ニホンジカのみ狩猟による捕獲が可能。

② 年度別事業実施計画に基づく管理施策の展開

個体数の低減と管理目標への確実な到達を図るため、計画の進捗管理を兼ねた年度別事業実施計画を策定し、翌年度の年間計画捕獲数を目安として設定する。

年度別事業実施計画は、前年度の捕獲実績と各種モニタリング結果の評価等に基づいて毎年改定していくこととする。なお、捕獲努力量を大幅に増加させる施策の実施が困難なことから、猟友会への協力要請と関係市町との連携により、現在の捕獲数からできるだけ上積みを図るべく努める。

年度別事業実施計画には、生息状況などのモニタリング結果や年間計画捕獲数（目安）等について記述し、後述の「イノシシ・ニホンジカ管理科学部会」等の意見を聴取して決定する。

③ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

鳥獣保護管理法において規定されている指定管理鳥獣捕獲等事業については、本県にお

いても効率的な捕獲手法の検討を目的として平成 28（2016）年度から実施している。

本県においては、狩猟の促進及び有害鳥獣捕獲により個体群管理を進めているが、個体数を減少させるには捕獲数の増加が必要である。したがって、今後は狩猟及び有害鳥獣捕獲で不足する部分を補完することを目的として同事業に取り組んでいくこととする。基本的には農林業被害に対応するための有害鳥獣捕獲は市町が主体となって実施していることから、同事業は、狩猟や有害鳥獣捕獲のできないエリアなどの地域を優先していくこととする。

実施区域、実施期間及び実施方法については、あらかじめ関係団体等と調整を図るとともに、他の捕獲区分（狩猟及び有害鳥獣捕獲）との適切な組み合わせを検討し、効果的な事業を実施する。

なお、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施には「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」の作成が必要なことから、各年度に実施する同事業の内容については、後述の「イノシシ・ニホンジカ管理科学部会」等の意見を聴取して実施計画を作成する。

④ 管理の担い手である狩猟者の確保と技術向上

シカの個体数を減少させるには、現状よりも捕獲数の増加が必要であることから、捕獲の担い手である狩猟者の確保と効率の良い捕獲技術の普及、開発が不可欠である。そのため、次の施策を実施する。

- 狩猟免許試験の県内各地での開催や休日における実施又はその適切な周知、狩猟の社会的役割のPR等により新規の狩猟免許取得を促進し、狩猟後継者の確保を図る。
- わな架設講習会、安全狩猟射撃講習会及び捕獲技術者育成アカデミー等を開催する。また、その内容については現場のニーズや実態に応じたものとなるよう適宜見直しを行うことなどにより、狩猟者の野生鳥獣に関する知識や捕獲技術の向上に努める。特にわな猟による捕獲の割合は年々増加しており、今後ともわな猟は捕獲の主要な手法となると考えられるため、効率の良い捕獲技術の普及、開発に努める。
- 指定管理鳥獣捕獲等事業において、ICTを活用するなど新たな捕獲技術の導入を進める。
- 指定管理鳥獣捕獲等事業などの公的な捕獲等事業の担い手の確保・育成のため、鳥獣保護管理法において規定されている「認定鳥獣捕獲等事業者制度」に則り、一定の技能及び知識を持った事業者を確保・育成するため、当該制度の普及啓発を図る。

9 生息地の保護及び整備に関する事項

(1) 生息環境の保護

対象鳥獣の種類にかかわらず、鳥獣保護区等の野生鳥獣保護地域の連続的(時間的, 面的)な設定をもって生息環境の保護を図ることを基本とする。

なお、鳥獣保護区等でシカによる被害が甚大と判明した区域については、鳥獣保護区等の解除や狩猟鳥獣(シカを除く)捕獲禁止区域への移行等を検討する必要がある。

(2) 生息環境の整備

生息密度を低下させ、分布域の拡大を抑制するためには、例えば道路法面の緑化のための牧草や田んぼのあぜなどを適正に管理するなど、個体の捕獲除去とともに餌資源対策を併用する必要がある。また、シカにより自然植生への影響が顕著な地域では植生の保護方策を検討する必要がある。特に、近年の気候変動に伴い、豪雨災害が多発していることから、土壌保持機能の保全は最重要事項と言える。

健全な森林生態系を維持するためには、以下の事項を基本的な考え方とし、対策を講じることとする。

- 土壌保持機能の向上(下層植生衰退の抑止)
- 開放地拡大の抑止(森林衰退の抑止)
- 地域生態系の保全及び回復(生物多様性の保全)

これらの考え方にに基づき、定期的な現状の把握(森林衰退状況調査の実施)を行い、森林植生の衰退の著しい地域においては、植生保護柵の設置及び個体群管理の推進を行うこととする。

10 被害防除対策に関する事項

(1) 被害対策に係る方針

① 集落及び農地周辺の被害管理の方針

広島県ニホンジカ被害対策基本方針に沿って、関係機関が対策を実施する。

農作物被害の発生は、集落や農地での人馴れ学習と餌の供給によって、野生動物を意図せず「餌付け」してしまった結果であり、被害対策は集落住民が主体的にこの「餌付け」をやめることが必要である。具体的には、集落に出てきにくく、餌にもありつけない環境への改善として、集落内の潜み場の除去、放任果樹の伐採、野菜等収穫残渣の適正処理、稲の2番穂(ヒコバエ)の鋤きこみ、住民による連携した追払いの実施などの必要性を引き続き啓発していくことが重要である。

そのうえで、正しい知識に基づく侵入防止柵の設置やわな等による加害個体の捕獲に取り組むことで、効果的な被害対策を推進する。

② 林業被害防除の方針

シカ被害防止に向けた総合的な対策が求められており、再造林地等における効果的な被害防除対策やIoT技術等を活用した捕獲技術を確立し、林業従事者等を対象とした被害防止のための人材を育成する。その上で、林業経営体を中心とした捕獲体制の構築に向けた取組を推進する。

③ 森林植生への影響抑止

森林植生への影響が著しい地域においては、9（2）で示した基本的な考え方に基づき防護柵を設置することとする。これらの目的を達成するためには、対策の優先地域の抽出が必要である。そのため、山地災害防止対策の優先地域の把握、森林植生衰退状況の把握、希少植物の生育状況などを把握し、対策の優先度を決定することが望ましい。また、植生保護柵だけでなく個体群管理と一体的な対策が有効である。

（2）市町による被害防止計画の作成と被害防止施策の推進

平成19（2007）年に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が制定された。同法では鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、国が定める基本指針に即して市町が被害防止計画を作成し、その計画に基づき、被害防止に積極的に取り組むこととされている。

市町が取り組んでいる主な被害防止対策は次のとおりであり、本特定計画の目標達成に向けて対策の継続や充実・強化を図る。

- 侵入防止施設（防護柵、電気柵等）の整備、定期的な保守点検
- 有害鳥獣を寄せ付けない環境整備
- 捕獲奨励金事業の実施
- わなの設置支援
- 捕獲班の設置
- 有害鳥獣広域連携捕獲の実施
- 狩猟免許取得の支援
- 鳥獣被害対策実施隊の設置

なお、本特定計画と被害防止計画の整合を図るため、関係市町と適切に連携を図り、各種施策の実行状況や効果に関する情報交換と定期的な協議を行うとともに、必要に応じて広域的な捕獲に取り組む。

1 1 モニタリング等の調査研究

シカの個体群管理においては、推定個体数や個体群動態の予測は不確定要素が大きく、計画捕獲数を捕獲しても管理目標を達成できないことはしばしばある。そこで、実際の捕獲状況と生息状況のモニタリング結果から計画捕獲数を評価し、修正して行くことが欠かせない。本県では、捕獲の効果測定としての生息密度や推定個体数、分布に関する生息状況調査や捕獲状況（捕獲数や性比等）を把握するモニタリング体制を整備する。

（1）生息状況に関するモニタリング

生息密度指標を得るための生息調査（糞塊密度調査）等を実施する。また、分布や生息密度の変動を把握するため、分布状況について市町や狩猟者等からのアンケートや聞き取り調査を必要に応じて実施し取りまとめる。

また、必要に応じて、捕獲された個体等から試料を採取し、年齢構成、妊娠率、性比、食性の個体分析を行う。

(2) 捕獲情報の収集と分析

捕獲状況の把握は、管理を推進して行くうえでの必須事項である。このため、有害鳥獣捕獲の作業報告書の書式や提出方法を検討し、捕獲個体の捕獲地点や性別、シカの日撃数及び捕獲努力量といった管理に必要な情報が報告されるよう検討する。有害鳥獣捕獲に関しては四半期で集計することとし、捕獲数を県で取りまとめる。また、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する際は、受託事業者から捕獲個体情報や捕獲努力量などが適切に集約されるような制度設計に努める。

狩猟に関しても、地域別捕獲数、性別及び捕獲努力量などの最低限必要な情報を的確に収集できるよう引き続き、出猟カレンダー調査を実施する。また、捕獲報告においても適切な記入を徹底し、報告精度を高めるため、研修会等を捉えてその重要性について理解を得ていくこととする。なお、集計結果については、狩猟者などの関係者に情報を提供する。

(3) 被害状況に関する情報

被害実態の把握、防除効果の検証のため、農林水産局による被害金額、被害面積、被害作物の品目、被害の動向及び被害対策の実施状況等の調査を実施するとともに、集落単位の被害状況等に係るアンケートを実施し、シカの生息状況と被害発生との関連性について把握、検証する。

また、自然植生への影響を把握し、適正生息密度の検証に供するため、希少植物群落や森林下層植生衰退度に関するモニタリングを5年に1回程度を目処に定期的実施する。

1.2 その他管理のために必要な事項

(1) 計画の推進体制

① 合意形成

本計画の推進に当たっては、地域住民はもとより、幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠である。そのため、行政、関係団体及び関係者がお互いに連携を密にして合意形成を図りながら各施策を進めていくこととする。

② 計画の策定又は見直し

本計画の策定又は見直しに当たっては、広く関係者の合意形成を図り、その計画内容を検討することとする。

○イノシシ・ニホンジカ管理対策協議会の設置

【構成員】県（環境県民局・農林水産局）、関係市町、関係団体、その他関係機関

③ イノシシ・ニホンジカ管理科学部会の設置

本計画を科学的知見に基づき推進、専門的な観点から実行状況を分析・評価するため、イノシシ・ニホンジカ管理対策協議会の下部組織として学識経験者などからなる「イノシシ・ニホンジカ管理科学部会」を設置する。

本部会では、本管理計画の進捗状況をチェックするとともに、モニタリング結果に基づいて計画の見直し、修正と年度別事業実施計画等の妥当性について検討する。また、指定管理鳥獣捕獲等事業の事業計画及び効果についても評価する。